

# 多摩市契約業務不正防止マニュアル

## 《談合情報対応編》

平成17年9月

総務契約課

## 目 次

### 談合情報対応（要旨）

..... P. 1

### 談合情報対応事務の流れ

..... P. 2

### 談合情報対応フロー

..... P. 3

### 契約業務不正防止マニュアル（談合情報対応編）と留意事項

..... P. 7

### 談合情報報告書他様式類

..... P. 14

### 多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱

..... P. 21



## 談合情報対応（要旨）

### 1 目的

- 談合情報に対して的確に対応し、契約に関して公正な競争を確保する。

### 2 一般原則

#### (1) 情報確認等

- 情報提供者の身元、氏名等を確認し談合情報報告書を作成する。
- 談合情報報告書を基に総務契約課長、総務部長へ報告する。

#### (2) 事情聴取等

- 総務部長は、事情聴取等の調査の必要性を判断する。
- 総務部長は、入札の実施又は契約の締結を保留することができる。
- 事情聴取は、総務契約課長、総務契約課契約係長、総務契約課担当者により対象者全員に対して行う。
- 総務契約課長は事情聴取の結果を事情聴取書にまとめ、談合情報報告書とともに助役に報告する。

#### (3) 多摩市契約業務不正防止委員会での審議

- 多摩市契約業務不正防止委員会において、談合情報の信憑性や事情聴取の結果等を考慮し、入札の執行や入札の無効、契約の締結や契約の解除の是非等を審議する。

#### (4) 公正取引委員会への通報等

- 事情聴取等の調査を行い、多摩市契約業務不正防止委員会での審議を経た情報は公正取引委員会へ通報する。
- 工事契約で入札談合等の事実があったと認められる場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により公正取引委員会へ通知する。

### 3 調査の必要性の判断基準

次の場合に調査を行う。

#### (1) 入札執行前

- 対象案件名が限定又は推測される場合で、情報提供者の氏名と連絡先が明らかで次の①から⑤のいずれかの情報が含まれている場合
  - ① 談合に関与した者が明らかである。
  - ② 談合が行われた日、場所、具体的な方法が明らかである。
  - ③ 落札予定業者が明らかである。
  - ④ 落札予定金額が明らかである、又は特定の業者から入札金額を指示されている。
  - ⑤ 談合に参加した当事者以外に知り得ない情報がある。

但し、匿名の談合情報である場合は上記の①から⑤のうち、複数の情報が含まれている場合

#### (2) 入札執行後（契約締結前・後は問わない）

- 対象となる案件名と情報提供者の氏名及び連絡先が明らかで、具体的な談合の内容の情報が含まれている。

### 4 具体的な対応

- 入札執行前に談合情報を把握した場合・・・談合情報対応フロー1(1)(2)のとおり
- 入札執行後契約締結前に談合情報を把握した場合・・・談合情報対応フロー2のとおり
- 契約締結後に談合情報を把握した場合・・・談合情報対応フロー3のとおり

## 5 個別事項

### (1) 談合情報の確認

- 出来る限り情報提供者の身元、氏名等を確認する。
- 匿名の場合など些細な情報提供の場合でも必ず「談合情報報告書」を作成する。

### (2) 報道機関への対応

- 入札談合に関する情報提供が報道機関である場合は情報の出所を明らかにするよう要請する。
- 談合情報に関する発注者としての対応について説明を求められた場合は総務契約課長が対応する。

### (3) 公正取引委員会への通報

- 通報の時期は、不正防止委員会で審議が終了した時点及び全ての処理が終了した時点とする。
- 通報は談合情報報告書や事情聴取書、誓約書等の必要な資料の写しの送付により行う。

### (4) 事情聴取の方法

- 事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取前の注意事項や事情聴取項目を通知した上で1者ずつ別室に呼び出し聞き取りを行う。

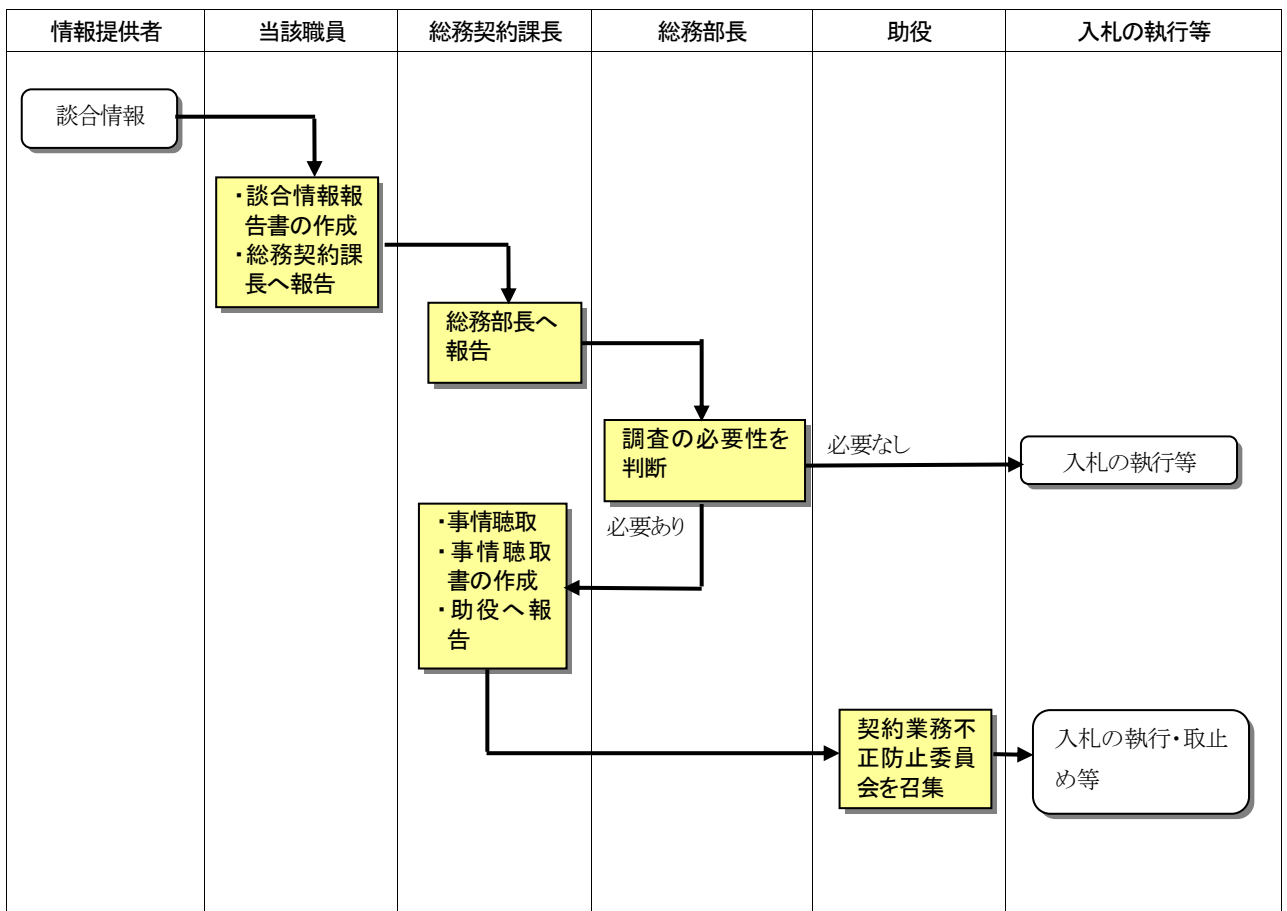
### (5) 誓約書の提出

- 誓約書は対象者全員から提出させる。

### (6) 工事内訳書の提出

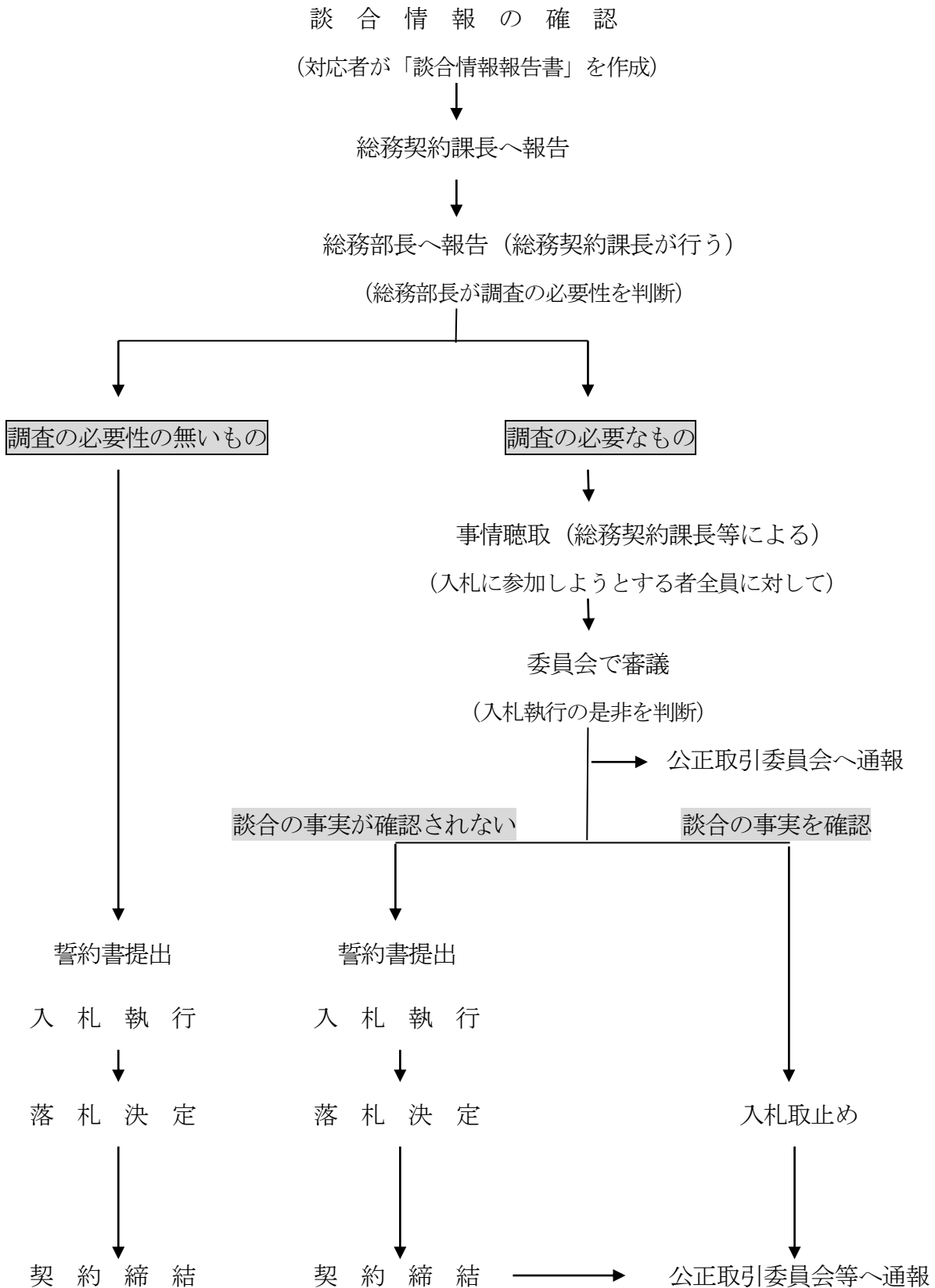
- 必要に応じて工事内訳書の提出を求める。

## 談合情報対応事務の流れ



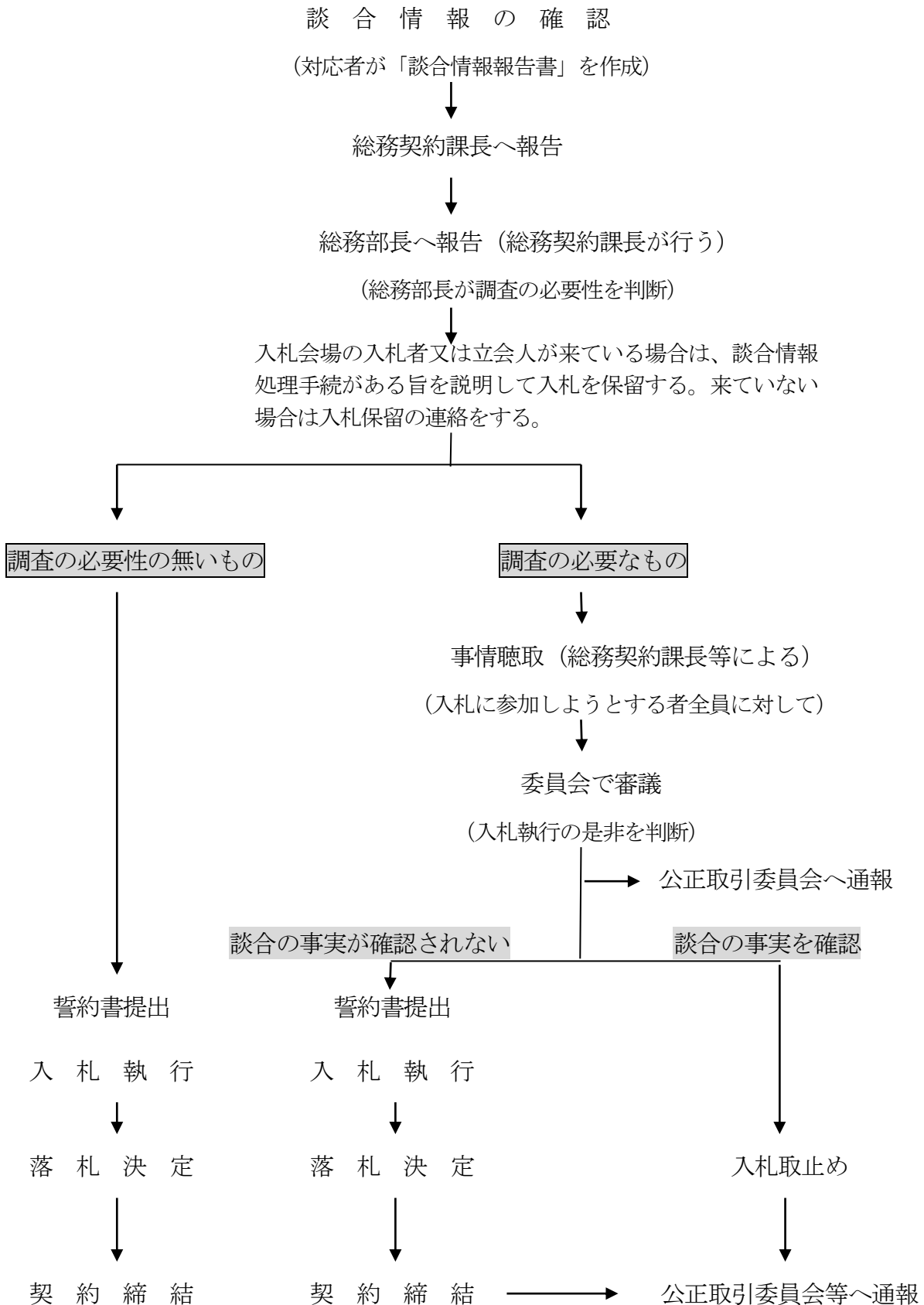
談合情報対応フロー 1-(1)

(入札執行前に談合情報を把握した場合)



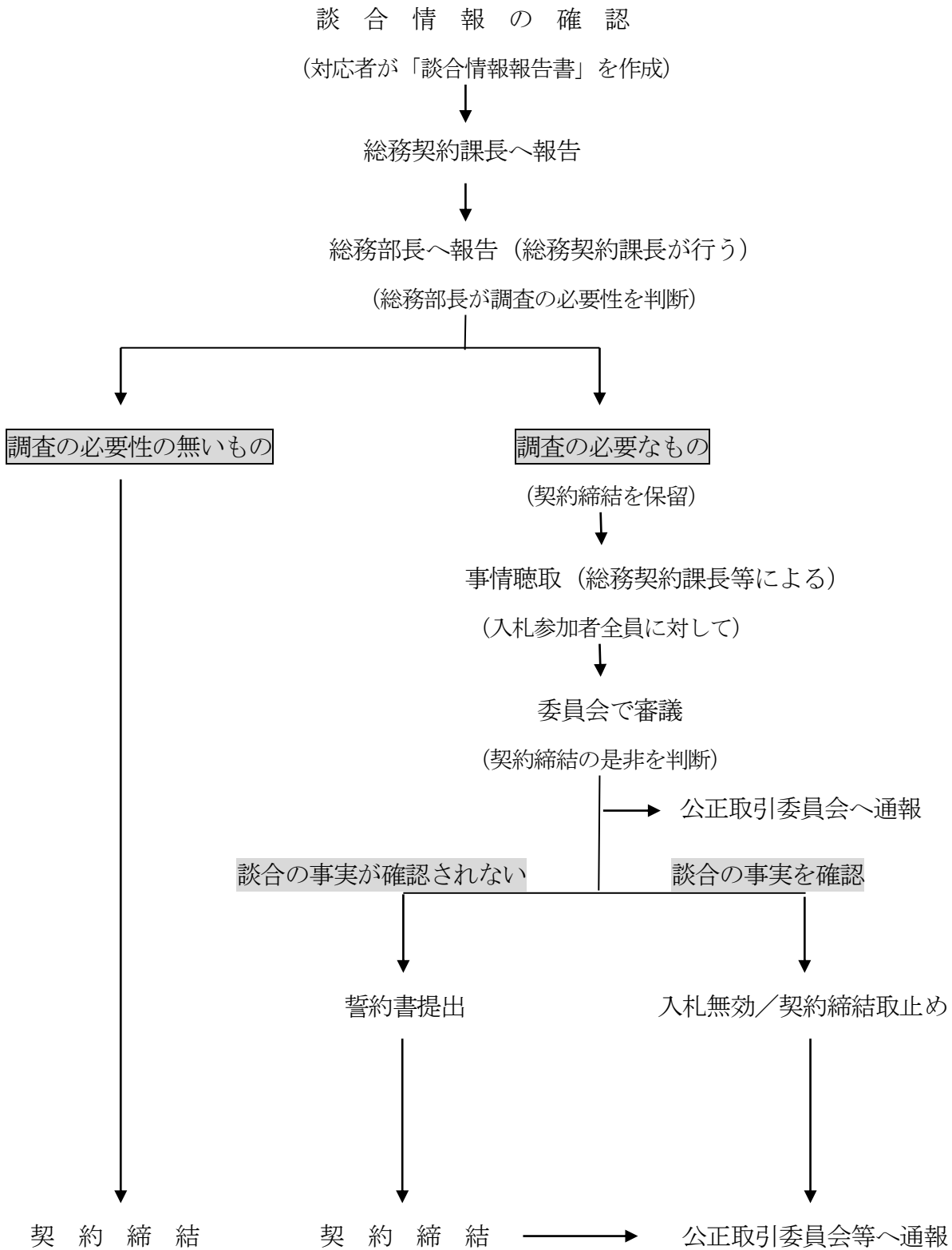
# 談合情報対応フロー 1-(2)

(入札執行の直前に談合情報を把握した場合)



## 談合情報対応フロー2

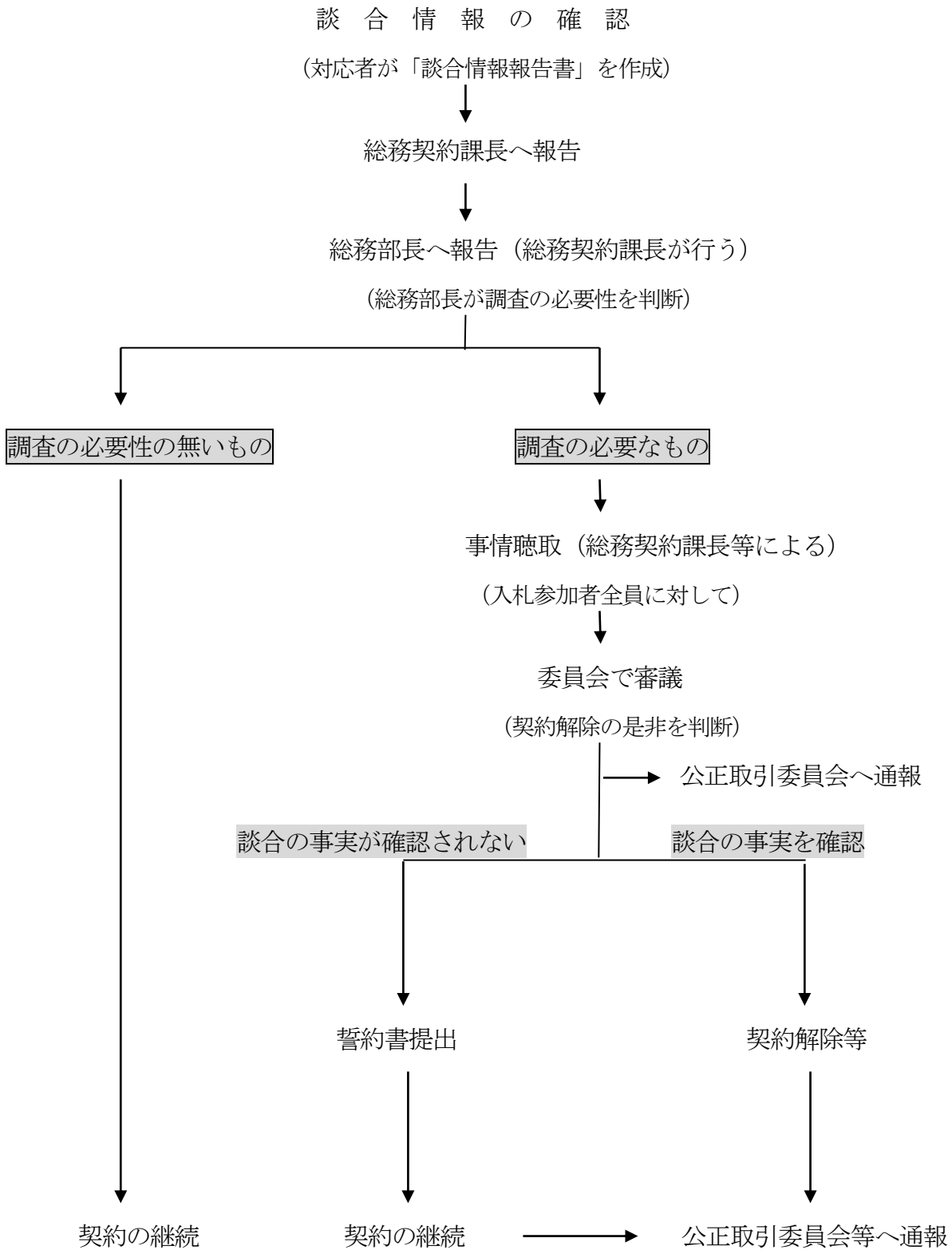
(入札執行後契約締結前に談合情報を把握した場合)





### 談合情報対応フロー3

(契約締結後に談合情報を把握した場合)



契約業務不正防止マニュアル（談合情報対応編）※1	留意事項
<p><b>第1 目的</b> 多摩市が発注する契約に係る談合情報に関し取扱方法を定め、迅速で的確な対応を図り、もって契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p><b>第2 一般原則※2</b></p> <p><b>1 情報確認等</b> 談合情報を受けた場合は、出来る限り情報提供者の身元、氏名等を確認し、別紙の「談合情報報告書」※3を作成して総務契約課長へ報告し、総務契約課長は総務部長へ報告する。なお、所管課が談合情報を受けた場合は、速やかに総務契約課へ転送し、総務契約課が対応する。※4 また、情報提供者が報道機関である場合は、第5の個別事項1、2に注意し談合情報の確認等を行う。</p> <p><b>2 事情聴取等</b> 総務部長は、総務契約課長からの報告を受けて、第3の調査の必要性の判断基準に基づき、事情聴取等の調査の必要性を判断する。※5 また、総務部長は、談合情報を入札日又は契約締結日等に受けた場合は、入札の実施又は契約の締結を保留することができる。※6 事情聴取は、総務契約課長など※7により対象者全員に対して行う。総務契約課長は、その結果を「事情聴取書」※8にまとめ、前項の「談合情報報告書」とともに助役に報告する。</p> <p><b>3 多摩市契約業務不正防止委員会での審議</b> 多摩市契約業務不正防止委員会※9（以下、「委員会」という。）の委員長である助役は、前項の報告を受けたときは、委員会を召集し、当該情報の信憑性や事情聴取の結果等を踏まえ、入札執行の是非や入札の無効、及び契約締結や契約解除の是非等のその後の対応について審議する。※10 委員会の構成は、助役を委員長に、総務部長を副委員長とし、企画政策部長及び総務部総務契約課長の計4名をもって組織する。</p> <p><b>4 公正取引委員会への通報等</b></p> <p>(1) 調査の必要性があると判断し、事情聴取等の手続きを行った情報については、談合情報報告書や事情聴取書等の必要な資料の送付により公正取引委員会へ通報する。※11</p> <p>(2) 工事契約で入札談合等の事実があったと認められる場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、公正取引委員会へ通知する。</p>	<p>※1 このマニュアルは、談合情報に対する市としての対応策等をまとめたものであり、主に契約担当者を中心に、談合情報があった場合の具体的な処理方法を明らかにしたものである。なお、対象案件は工事請負に限らず、委託、物品購入等の全てである。</p> <p>※2 この一般原則は、談合情報を受けた場合の基本的な事務処理方法についてまとめたものである。調査の必要性の判断基準は第3に、具体的な対応については、第4のとおり。</p> <p>※3 「談合情報報告書」は別添のとおり。</p> <p>※4 所管課で談合情報を受けた場合は、速やかに総務契約課へ転送し総務契約課が対応するが、不測の事態も想定し、研修の場を通して本マニュアルの周知を図る。</p> <p>※5 総務部長が不在等により判断が不可能な場合は、総務契約課長がその任を行うことができる。</p> <p>※6 入札の実施や契約の締結を保留した場合は、対象者全員にその旨を通知する。</p> <p>※7 事情聴取は、総務契約課長、総務契約課契約係長、総務契約課担当者により行う。</p> <p>※8 「事情聴取書」は別添のとおり。</p> <p>※9 「多摩市契約業務不正防止委員会」に関する規定は、別添の「多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱」による。</p> <p>※10 委員会の所掌事務は、談合情報をもたらされた入札の執行や契約の締結及び契約の解除に関する適否や公正取引委員会への通報に関することなどを審議し、その結果を市長へ報告することなどである。また、委員会への説明は、総務契約課長が下記の点を中心に「談合情報報告書」や「事情聴取書」、及び「入札経過調書」等の関係書類を提出して行う。 ①談合情報受信時の状況 ②事情聴取の結果 ③業者選定や資格条件の経過 ④今後の処理方針（案）</p> <p>※11 公正取引委員会への情報提供は、「公正取引委員会通報書」に「談合情報報告書」「事情聴取書」「誓約書」「入札経過調書」の各写しを添付して、</p>

### 第3 調査の必要性の判断基準※12

1 事情聴取等の調査の必要性の判断は、入札執行前においては談合情報が次の(1)及び(2)のいずれかに該当するかどうかの基準により行う。

(1) 対象となる案件名が限定される、又は対象案件名が推測される場合において、情報提供者の氏名及び連絡先（報道からの情報提供を含む。）が明らかで（報道機関からの通報による場合で報道機関への情報提供者が不明な場合を除く。）、次の①から⑤のいずれかの情報が含まれている場合は、調査を行うものとする。但し、匿名の談合情報である場合は（報道機関からの通報による場合で報道機関への情報提供者が不明な場合を含む。）、次の①から⑤のうち、複数の情報が含まれている場合に調査を行う。

- ① 談合に関与した者が明らかである。
- ② 談合が行われた日、場所、具体的な方法が明らかである。
- ③ 落札予定業者（JVの場合は代表での可）が明らかである。
- ④ 落札予定金額が明らかである、又は特定の業者から入札金額を指示されている。
- ⑤ 談合に参加した当事者以外に知り得ない情報がある。※13

(2) 上記に該当しない場合において、調査が必要と判断したものの場合は、調査を行う。※14

2 入札執行後（契約締結前・後は問わない。）の事情聴取等の調査の必要性の判断は、談合情報が次の(1)及び(2)のいずれかに該当するかどうかの基準により行う。

(1) 対象となる案件名と情報提供者の氏名及び連絡先（報道からの情報提供を含む。）が明らかで（報道機関からの通報による場合で報道機関への情報提供者が不明な場合を除く。）、具体的な談合の内容の情報が含まれている。※15

(2) 上記に該当しない場合において、調査が必要と判断したものの場合は、調査を行う。※16

### 第4 具体的な対応※17

1 入札執行前に談合情報を把握した場合（談合情報対応フロー1）

(1) 事情聴取等の調査を行わない場合

公正取引委員会事務総局審査局情報管理室（TEL 03-3581-5471 〒100-8987 千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟）へ行う。また、通報の時期は、委員会での審議が終了した時点及び全ての処理が終了した時点に行う。なお、「公正取引委員会通報書」は別添のとおり。

※12 総務部長はこの判断基準に照らし合わせ、調査の必要性を判断する。なお、信憑性に乏しいと認められるものは、概ね次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 通報内容が一般に知り得る情報によると認められる場合
- ② 入札件名が不正確で推測も困難である場合
- ③ 匿名の談合情報で左記の①から⑤のうち、一つの情報しかない場合（例：匿名で〇〇案件で△△株が落札するなど。）

談合情報があった場合に、必ず事情聴取を行うことは、公正取引委員会へ通知されるという予見可能性を与えることにより、公正取引委員会の審査活動の妨げになる恐れがあるため、総務部長が調査の必要性の判断基準により、調査が必要と判断した場合に限り実施することとする。

※13 「談合に参加した当事者以外に知り得ない情報」とは、次のような情報である。

- ① 条件付一般競争入札の確認申請者に関する具体的な業者名が明らかである。
- ② 指名競争入札の指名業者に関する具体的な業者名が明らかである。

※14 上記に該当しない場合において、調査が必要と判断したものの場合は、例えば談合に関する具体的な物証（メモ、録音テープ、写真等）が郵送等により示された場合などである。

※15 入札執行後の事情聴取等の調査の必要性の判断は、入札結果が公表され、落札業者や落札金額等が明らかであることから、対象となる案件はもちろんのこと、情報提供者の氏名と連絡先が明白であることを原則とする。

※16 上記に該当しない場合において、調査が必要と判断する場合は、匿名の談合情報であっても、具体的な談合の内容の情報が含まれている、又は談合に関する具体的な物証（メモ、録音テープ、写真等）が郵送等により示された場合などである。

※17 この具体的な対応は、一般原則等を踏まえ、談

談合情報を確認し、総務部長が事情聴取等の調査を行わないと判断した場合は、入札に際し、入札に参加しようとする者全員から「誓約書」※18を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、当該入札は無効となる旨の注意※19を入札前に促した後に入札を行う。

なお、談合情報が入札当日の場合は、入札までの時間や発注の遅れによる影響を考慮して、入札開始時刻の繰り下げ等により入札を延期した上で入札に参加しようとする者全員から誓約書を提出させる。

## (2) 事情聴取等の調査を行う場合

談合情報を確認し、総務部長が事情聴取等の調査を行うと判断した場合は、入札に参加しようとする者全員に対し、個別に事情聴取を行う。

なお、談合情報が入札当日の場合は、入札までの時間や発注の遅れによる影響を考慮して、入札開始時刻の繰り下げ等により入札を延期した上で入札に参加しようとする者全員に対し、個別に事情聴取を行う。

## (3) 事情聴取後の取扱い

事情聴取を行い、委員会で審議した結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、多摩市契約事務規則第 22 条の 3 の規定に基づき、入札の執行を取り止めることとする。

また、事情聴取を行い、委員会で審議した結果、談合の事実があったと認められない場合には、(1)の事情聴取等の調査を行わない場合の措置と同じ方法で入札を実施する。

## (4) 条件付一般競争入札の場合の留意点

条件付一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札書郵送封筒の到着期限日の翌日に到着郵便を確認し、(1)以下に従い対応する。

## 2 入札執行後契約締結前に談合情報を把握した場合（談合情報対応フロー2）

入札執行後契約締結前に情報の提供があった場合には、総務部長は談合情報を確認し、落札者や落札金額等の入札結果が明らかであることに十分留意し、事情聴取等の調査を行うかどうかの判断をする。※20

合情報を受けた場合の処理方法について時系列別に整理したものである。

※18「誓約書」は別添のとおり。

※19 口頭で行う「入札前注意事項」の内容は次のとおりである。

①本件入札について談合があったとの通報がありました。多摩市契約事務規則及び多摩市競争入札参加者心得を遵守し、厳正に入札すること。

②入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、多摩市契約事務規則及び多摩市競争入札参加者心得により入札は無効となること。

※20 判断基準は、第 3 の 2 による。

(1) 事情聴取等の調査を行う場合

談合情報を確認し、総務部長が事情聴取等の調査を行うと判断した場合は、発注の遅れによる影響を踏まえつつ、契約予定日の繰り下げ等により契約締結を延期した上で入札に参加した者全員に対し、個別に事情聴取を行う。

(2) 事情聴取後の取扱い

事情聴取を行い、委員会で審議した結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、多摩市契約事務規則第 21 条及び多摩市工事請負等競争入札参加者心得第 15 条または多摩市物品買入れ・委託等競争入札参加者心得第 14 条※21の規定に基づき、当該入札を無効とする。

また、事情聴取を行い、委員会で審議した結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から「誓約書」※22を提出させるとともに、契約締結後に談合の事実が明らかと認められた場合には、契約を解除することがある旨の注意を契約締結前に促した上で落札者と契約を締結する。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(談合情報対応フロー 3)

契約締結後に情報の提供があった場合には、総務部長は談合情報を確認し、既に入札結果等を公表し、落札者や落札金額等が閲覧に供されていることに十分留意し、事情聴取等の調査を行うかどうかの判断をする。※23

(1) 事情聴取等の調査を行う場合

談合情報を確認し、総務部長が事情聴取等の調査を行うと判断した場合は、入札に参加した者全員に対し、個別に事情聴取を行う。

(2) 事情聴取後の取扱い

事情聴取を行い、委員会で審議した結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合※24には、契約の履行期限等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。

また、事情聴取を行い、委員会で審議した結果、談合の事実があったと認められない場合には、当該契約の相手方及び入札参加者から「誓約書」※25を提出させるとともに、これ以後に談合の事実が明らかと認められた場合には、契約を解除することがある旨の注意を促した上で契約の履行を継続する。

第5 個別事項※26

※21 多摩市競争入札参加者心得は、多摩市役所公式ホームページに掲載するなど、入札参加者等への周知を図る。

※22 「誓約書」は別添のとおり。

※23 判断基準は、第3の2による。

※24 委員会では、着工・着手の状況等を考慮して、談合の事実があったと認められる明らかな証拠の有無により契約解除の是非を判断する。

※25 「誓約書」は別添とおり。

※26 この個別事項は、第4までの手続きを行う上で

## 1 談合情報の確認

- (1) 出来る限り情報提供者の身元、氏名等を確認する。情報提供が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- (2) 事情聴取等の調査を行うかどうかの判断は総務部長がするため、匿名の場合など些細な情報提供の場合でも必ず「談合情報報告書」を作成する。また、所管課が情報を受けた場合は必ず総務契約課へ転送する。
- (3) 通報者が匿名の場合は、通報者に対して、極力、氏名・連絡先等を明らかにするよう要請する。※27
- (4) 総務契約課において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道元に確認し必ず「談合情報報告書」を作成する。

## 2 報道機関への対応

- (1) 入札談合に関する情報提供が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- (2) 談合情報に伴う発注者としての対応について説明を求められた場合は、総務契約課長が一本の窓口として対応する。
- (3) 談合情報については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであることから、発注者側から積極的に公表する必要性はないと考える。そのため、報道機関から求められた場合に限り、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにする。※28

## 3 公正取引委員会への通報

- (1) 談合情報の内容について信憑性を審議した結果、調査の必要性があると判断し、事情聴取等の手続きを行った情報については、公正取引委員会へ通報する。※29
- (2) 通報の時期は、委員会での審議が終了した時点及び入札の中止や契約の解除など全ての処理が終了した時点とする。ただし、事情聴取から入札中止等までの手続きを引き続いて行う場合は、全ての処理が終了した後にもまとめて行うことが出来る。
- (3) 通報は、談合情報報告書や事情聴取書、入札経過調書、誓約書等の必要な資料の写しの送付により行う。
- (4) 工事契約で談合の事実があったと認められる場合は、公共工事の入札及び契約の適正化

留意すべき事項を個別に整理したものである。

※27 「匿名の場合は、情報の信憑性が最終的に担保できないことから談合情報として取り扱えない場合がある。」ことを通報者に伝え、氏名・連絡先等を明らかにするよう要請する。なお、必要に応じて、匿名であっても通報内容により、事情聴取などの必要な調査を行う旨を通報者へ伝える。

※28 一般的に談合情報を公正取引委員会に通報していることを公表することは差し支えないが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行う、又は行った事実については、報道機関への公表を含め内密にする。そのため、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に情報提供を行った旨を明らかにする（公正取引委員会の審査の妨げとならないよう、発注者側より積極的に公表するものではないという立場である。）。

※29 公正取引委員会への通報の事務は総務契約課が行う。

※30 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する

の促進に関する法律第 10 条に基づき、公正取引委員会へ通知する。※30

#### 4 事情聴取の方法等※31

- (1) 事情聴取は、総務契約課長、総務契約課契約係長、総務契約課担当者により行う。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員（入札に参加しようとする者又は入札に参加した者）を集合させて、あらかじめ事情聴取前の注意事項や事情聴取項目※32 を通知した上で 1 者ずつ別室に呼び出し、聞き取りを行う。
- (3) 事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。なお、出席者で答えられない点がある場合は、答えられる者の出席を求める。
- (4) 事情聴取の結果をまとめ、「事情聴取書」を作成する。なお、事情聴取の内容は別添「事情聴取書」のとおりであるが、請負業務の内容に応じて、必要と考えられる事項、聴取者の主観的な印象も漏れなく記録する。

#### 5 誓約書の提出

- (1) 誓約書については、対象者全員から提出させる。なお、必要に応じて※33 誓約書の写しを公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者全員に伝える。
- (2) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法等※34 に違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし厳正に対処する。※35

#### 6 工事内訳書の提出

必要に応じて工事費内訳書の提出を求める。

る法律第 10 条の規程は以下のとおり。

「市長は市が発注する公共工事の入札及び契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。」

※31 下記等の例により事情聴取等を行う

##### ①指名業者への電話連絡

「何月何日に入札を予定しています何々工事（委託）の入札に関して、お尋ねしたいことがありますので何月何日何時何分に何々へ来てください。」

「何月何日に入札を実施しました何々工事（委託）の入札に関して、落札者が決定していますが、談合が行われたという通報がありましたので確認のため、入札参加者から事情聴取を行いますので、何月何日何時何分に何々へ来てください。」

##### ②事情聴取前注意事項（全員に対して）

「〇〇工事（委託）の入札に関して談合通報がありましたので、入札の公正を期するため、これから個別に事情聴取を行います。その結果、談合の事実が明らかになった場合は、本入札を中止するとともに、公正取引委員会への通報、指名停止など厳正な措置をとりますので、承知しておいてください。」

「電話でお話しましたとおり、談合通報がありましたので、これから個別に事情聴取を行います。その結果、談合の事実が認められた場合は、入札を無効とし、指名停止や公正取引委員会への報告など、厳正な措置をとりますので、承知しておいてください。」

##### ③事情聴取の実施

これより事情聴取を行います。あなたの答えた内容は記録しますので、後で事実でないことが判明すれば、不利な取扱いを受けることがありますので、その点を十分、心得て事実を教えてください

##### ④事情聴取後の説明

「これで事情聴取を終わります。事情聴取した内容をもとに、多摩市不正防止委員会において、今後の取扱いを検討し、その結果は決まり次第連絡します。」

「これで事情聴取を終わります。貴者が落札していますが、多摩市不正防止委員会の検討結果がでるまで業務の準備を保留しておいてくだ

	<p>さい。」</p> <p>⑤その他</p> <p>速やかに、入札の取扱い（予定どおり執行又は延期）若しくは契約の締結（予定どおり締結又は入札無効・締結取止め）又は契約の継続等（継続又は解除）を決定し、指名業者等に連絡する。</p> <p>※32 事情聴取項目は以下のとおりである。</p> <p>①工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）等がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>②本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。</p> <p>③あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。</p> <p>※33 「必要に応じて」とは、事情聴取等の調査を要しない場合に、誓約書は徴取するが公正取引委員会への通報を行わない場合があるため。</p> <p>※34 「等」とは、以下の刑法第96条の3をさす。 （競売等妨害）</p> <p>第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。</p> <p>※35 「厳正に対処する」とは、指名停止措置として過重して行うことを意味する。</p>
--	--





事 情 聴 取 書

平成 年 月 日作成

事 情 聴 取 者			
事 情 聴 取 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
事 情 聴 取 実 施 場 所			
件 名			
入 札 ( 予 定 ) 日 時			
業 者 名			
事 情 聴 取 を 受 け た 者			
質 問 事 項	聴	取	内 容
1 本件の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報(新聞情報)等がありますが、そのような事実がありますか。	1		
2 本件について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。	2		
3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。	3		
4 その他必要な事項	4		
5 印象等	5		
事 情 聴 取 の 担 当	総務契約課契約係 内線 担当		

# 誓 約 書

平成 年 月 日

多摩市長 殿

会 社 名  
所 在 地  
代 表 者 名

印

工 事 件 名 \_\_\_\_\_

工 事 場 所 \_\_\_\_\_

入札（予定）日時 平成 年 月 日 \_\_\_\_\_ 時 分

上記工事の競争入札に関し、多摩市工事請負等競争入札参加者心得第11条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

もし、通報どおりの事実が判明したときは、多摩市工事請負等競争入札参加者心得に基づき、当該入札を無効とされても異議はありません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

(参考) 多摩市工事請負等競争入札参加者心得第11条

一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者並びに見積依頼を受けた者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

多摩市長 殿

会 社 名  
所 在 地  
代 表 者 名

印

委 託 件 名 \_\_\_\_\_

履 行 場 所 \_\_\_\_\_

入札（予定）日時 平成 年 月 日 時 分

上記委託の競争入札に関し、多摩市物品買入れ・委託等競争入札参加者心得第10条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

もし、通報どおりの事実が判明したときは、多摩市物品買入れ・委託等競争入札参加者心得に基づき、当該入札を無効とされても異議はありません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

(参考) 多摩市物品買入れ・委託等競争入札参加者心得第10条

競争入札で参加者の指名を受けた者及び見積依頼を受けた者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。





## 公正取引委員会通知書

多総総第 号  
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局  
審査局情報管理室長 殿

多摩市 総務部長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に基づき、下記の内容の通り通知する。

### 記

- ① 談合情報報告書（写）
- ② 事情聴取書（写）
- ③ 誓約書（写）
- ④ 工事費内訳書
- ⑤ 入札書
- ⑥ 入札経過調書（写）
- ⑦ 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
- ⑧ その他関連資料
- ⑨ 法第 10 条に該当すると疑うに足りる事実について
- ⑩ 本件連絡先

※該当する資料を添付すること。

多摩市告示第330号

多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成17年8月1日

多摩市長 渡辺幸子

多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の契約業務に係る談合情報及び不正な働きかけに対し適正に対処し、契約業務における不正を防止し、並びに透明性、公平性及び公正性の確保を図るため、多摩市契約業務不正防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 談合情報をもたらされた入札の執行、契約の締結及び解除の適否に関すること。
- (2) 公正取引委員会への通報に関すること。
- (3) 多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱（平成17年多摩市告示第329号）第7条に規定する不正な働きかけの内容に応じた必要な措置に関すること。
- (4) その他契約業務における不正防止に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

助役 企画政策部長 総務部長 総務部総務契約課長
--------------------------

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には助役をもって充て、副委員長には総務部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、不正な働きかけを受けた職員等関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。